

福祉キャブ利用 の手引き



台東区社会福祉協議会

台東ボランティア・地域活動サポートセンター

<目的>

台東区在住の障がい者（児）、在宅高齢者で、外出などに大きな制限を受ける方たちに対し、スロープ付き福祉キャブの貸出を行い、一人でも多くの方達が社会参加できるように協力することを目的とする。

<利用できる方>

- ・在宅の障がい者、高齢者で移動に車両を必要とする者
- ・車いす利用者

<利用料金>

無料（但し、下記の費用は実費負担）

- ・走行した分のガソリン代
- ・駐車場代、高速代

<利用時間>

- ・通常、平日の 8 時 30 分～17 時
- ・宿泊を伴う場合は、原則として 1 泊 2 日までとする。
- ・夜間休日等の利用は要相談

<福祉キャブの種類>

①愛のドリーム号（スズキ ワゴン R）



【基本設備・性能】

- ・軽自動車
- ・4 人乗り
- ・助手席昇降シート付

②あおば号（スズキ ワゴンR）



【基本設備・性能】

- 軽自動車
- 車いす乗車可
- 車いすなし
→ **4人乗り**
- 車いすあり
→ **3人乗り**

③ふれあい号（日産 キューブ）



【基本設備・性能】

- 車いす乗車可
- 後部座席なし
- 助手席昇降シート付
- 車いすなし
→ **2人乗り**
- 車いすあり
→ **3人乗り**

④さくら号（日産 キューブ）



【基本設備・性能】

- 車いす乗車可
- 後部座席あり
- 車いすなし
→ **3人乗り**
- 車いすあり
→ **4人乗り**
- 車いす乗車の場合
身長 160cm以下の方が対象

<利用～返却までの流れ>

利用の仕方

- ①まずは電話で相談してください。（利用方法、利用予約、福祉キャブの選択など、職員が聞き取りをします）（2ヶ月前から予約可）



- ②利用日もしくは利用日直近の平日に社会福祉協議会（以後：社協）ボランティア・地域活動サポートセンター窓口へ来所していただきます。



- ③窓口にて福祉キャブ使用申込書兼承認書に必要事項を記入していただきます。その際、使用承認書、チェック表、車両の鍵をお渡しします。

※初めて福祉キャブを利用する方には、30分程、事前説明する時間をいただきます。



交通ルールを守り福祉キャブを利用

返却の仕方

- ①福祉キャブを返却する際は、社協の近くのガソリンスタンド（セルフは×）でガソリンを入れてください。その際、GSスタッフに「タンク満タン」と伝えてください。



- ②社協駐車場に戻す。その際、利用した福祉キャブの車内・車体点検をしていただき、次回使う方が気持ちよく使えるように環境を整えてください。また、故障や車両トラブル、ぶつけてしまった時などは、速やかに社協職員まで申し出てください。

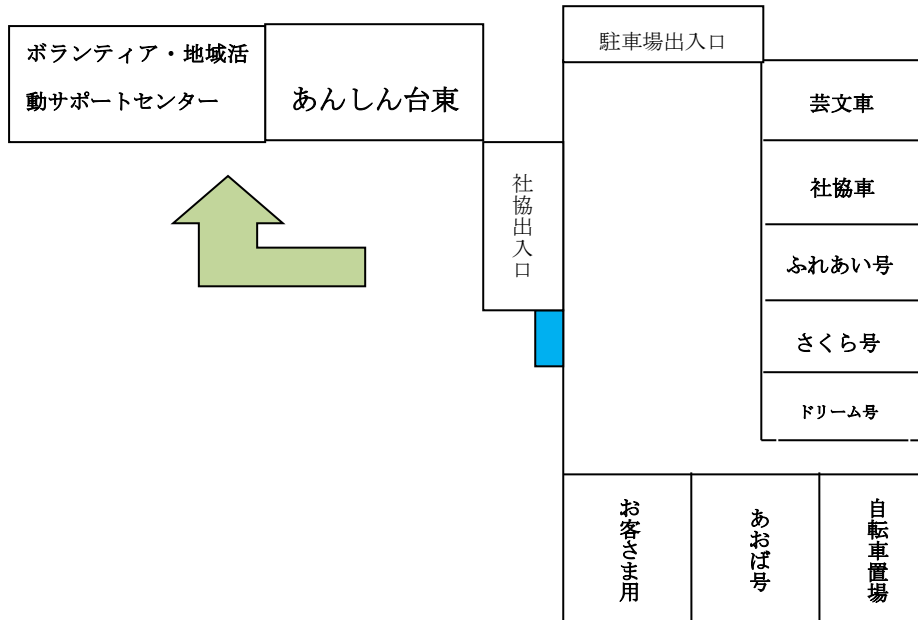


- ③車両の鍵、使用承認書（必要事項記入済）、チェック表（必要事項記入済）、領収書の4点を添付して窓口へ返却。窓口が閉まっている時間帯に返却する場合は、駐車場内に備え付けてあるポストに車両の鍵、必要書類等をポストに入れてください。

※駐車場の門は常に閉まっている状態です。車の出し入れの際は、門の鍵を解錠し、門を開けてください。出し入れが終了したら必ず門を閉め、再度鍵を施錠してください。（鍵の番号は「5828」です）

<利用上の注意>

- ・ 駐車場車両配置図 ( → ポストは時間外返却時のみ使用)



- ・福祉キャブは高齢者、障がい者等の外出・社会参加のために利用するものであるため、荷物を運んだり、引っ越しをするために利用することはできません。
- ・車内は禁煙です。
- ・返却時にはチェック表に沿って、必ず車内・車体点検（忘れ物、車内清掃、車体が破損していないかなど）を行ってください。
- ・原則として個人に貸出しています。施設や団体などの業務で利用することはできません。

<こんなときは？>

・事故が起きた場合

車両事故が起きてしまった場合は、まずは救急車を手配（程度により）、その後、警察、保険会社に連絡してください。

※救急車・・・**119** 警察・・・**110**

あいおい損保（保険会社）・・・**0120-024-024**

・バッテリーがあがってしまった場合

JAF ロードサービスへ電話してください。社協が JAF 会員になっているた

め、バッテリー復帰のみであれば無料です。

JAF ロードサービス・・・0570-00-8139

- ・ **事故後の処理について**

（継続して運転しても問題ないと思われるような）軽微な事故でも、その後の運転は禁止とします。保険会社へ電話をすると「レッカー手配の有無」を聞かれますので、レッカーを手配し、事故車両を社協駐車場へ戻してください。使用者は社協駐車場に戻した事故車両のフロントガラス部分に各福祉キャブ助手席側ドアポケットに常置してある『使用不可』のパネルを設置してください。

- ・ **『使用不可』のパネルが設置してあった場合**

福祉キャブに『使用不可』のパネルが設置してあった場合は、何らかの理由で福祉キャブが使用できないことを示しています。利用予約している方も、当日福祉キャブが使用できないことが分かる場合もありますのでご了承ください。

社協窓口が開いている場合、（他の車の予約が入っていなければ）他の福祉キャブに乗車変更できますが、予約が入っている場合は、代車などの手配はできません。

- ・ **損害補償・損害賠償について**

運転中に発生した事故などによる損害については、社協が加入している自動車損害賠償責任保険等の範囲内で補償します。補償制度を越える部分の損害や免責事項の補償については全て利用者の負担となります。

- ・ **雪や台風の場合**

雪が降った場合、または台風などの強風・豪雨の場合などは、使用禁止とさせていただきます場合がありますので、ご了承ください。

- ・ **地震などの天災が起きた場合**

安全な場所に一時停止し、ラジオを点けるなどし、情報収集に努めると共に、速やかに安全な場所に避難してください。その際エンジンは切り、鍵は車に点けっぱなしにして、ダッシュボードの中にある車検証を持って避難してください。

＜お問い合わせ・申込先＞

台東区社会福祉協議会 台東ボランティア・地域活動サポートセンター
〒110-0004

台東区下谷 1-2-11 TEL 03-3847-7065

平日：8時30分～17時15分 / 毎月第3土曜日：9時～17時
（日、祝、年末年始はお休み）